

# 「森林の達人」による森林環境教育の推進に関する規則

## 第1章 管理

### (目的)

第1条 この規則は、データベース化した「森林の達人」(以下「達人」という。)の個人情報(公表、非公表)についてのセキュリティ対策及びその運用システムの基準を定め、情報の安全確保及び達人を活用した森林環境教育の推進を図ることを目的とする。

### (情報の安全確保及び目的外使用の禁止)

第2条 達人に関する個人情報の安全確保は、四国森林管理局指導普及課が行い、その情報については、森林環境教育の推進以外の目的には使用しない。

### (達人登録の有効期間と更新)

第3条 達人登録の有効期間は、毎年4月から翌年3月までの1年間とし、更新の希望の有無の確認は、毎年3月中に書面をもって行うものとする。

### (情報の廃棄)

第4条 更新を希望しない達人に関する情報は、毎年3月末をもって廃棄する。有効期間内に登録を止めたい旨の書面による申出があった場合には、その情報の廃棄は、その書面受領後1週間以内に行うものとする。

## 第2章 運用

### (運用媒体)

第5条 達人の運用は、四国森林管理局のホームページに「ようこそ森林の達人集へ」(以下「達人集のメニュー」という。)を設けて行うものとする。

### (責任者)

第6条 達人集のメニューの運用責任者は、四国森林管理局指導普及課長とし、指導普及課長補佐がこれを補佐する。

(連絡・調整担当者)

第7条 達人及び達人集のメニューへのアクセス者等への連絡・調整は、指導普及課長補佐及び緑の普及係長が担当する。

(運用システム)

第8条 森林の達人による森林環境教育の依頼を希望する者(以下「申込者」という。)は、別紙様式「森林の達人の依頼申込書」(以下「依頼申込書」という。)により四国森林管理局指導普及課に申し込みを行うものとする。

2 連絡・調整担当者は、「申込者」からの「依頼申込書」に基づき、該当する達人につき、依頼に対する支援、派遣の可否の確認を行うものとする。

3 達人からの支援、派遣が可能な場合は、支援、派遣に関する要件(経費等を含む。以下同じ)について、再度、申込者と連絡・調整を図るものとする。

4 申込者と要件(経費等)の調整が調った場合には、達人に連絡する。

5 達人の支援、派遣の調整が調わない場合には、その旨を申込者に連絡する。

6 四国森林管理局、署等が主催する森林環境教育について、局、署等からの達人に対する支援、派遣要請については、前各項に準じて手続きを行う。

7 達人からの四国森林管理局、署等及び他の達人、機関への支援、派遣要請についても、前6項に準じて手続きを行う。

付則1 この規則は、平成20年8月5日から施行する。

付則2 第3条の登録有効期間は、平成20年度においては施行の日から、平成21年3月末までとする。